



災害時を想定した車両移動訓練を実施します

平成26年11月に改正された災害対策基本法において、地震や大雪等の災害時における道路管理者による立ち往生車両等の移動に関する規程が盛り込まれました。

災害時に交通障害が発生すると、物流が滞り地域住民の生活に支障が生じるだけでなく、救急や消防活動にも悪影響を及ぼすことになります。

金沢河川国道事務所では、災害時に立ち往生車両等を速やかに排除し、交通障害に迅速に対応できるよう、災害対策基本法に基づく車両移動訓練を実施します。

(1)日 時

平成28年11月17日(木) 14時00分～15時30分

(2)場 所

小松市八幡地先

国道8号小松バイパス 小松除雪基地

※別紙「位置図」参照

(3)訓練内容

- 除雪車の牽引による車両移動訓練(大型車)
 - 車両移動装置による車両移動訓練(小型車)
 - (一社)日本自動車連盟 石川支部による車両移動のデモンストレーション
- ※別紙「昨年度の訓練状況」参照

(4)参加者

- 国土交通省金沢河川国道事務所
- 除雪作業及び維持作業受注者各社
- (一社)日本自動車連盟 石川支部

※当日の気象状況により中止する場合があります。

お問い合わせ先

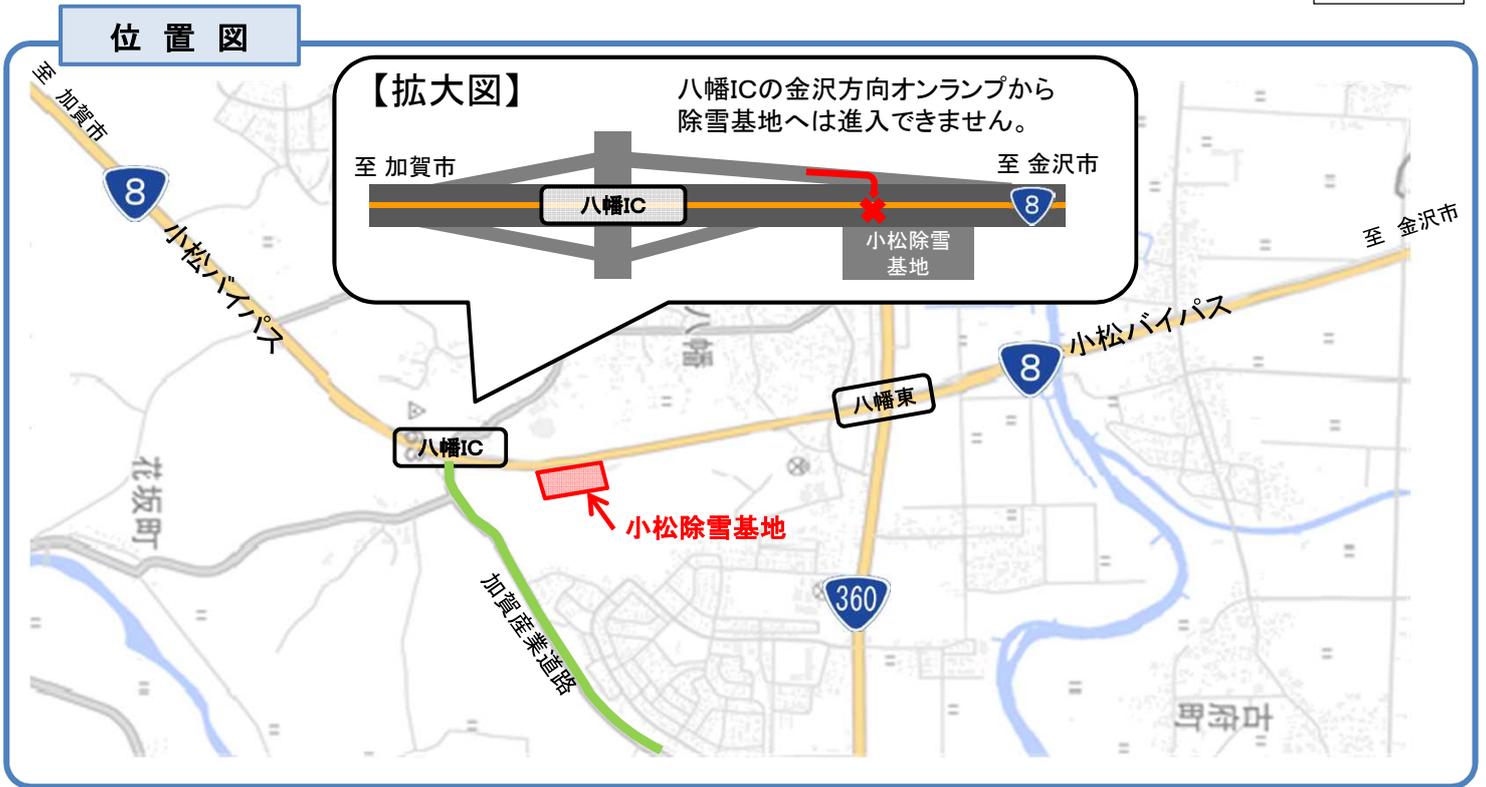
金沢河川国道事務所 道路管理第一課長 本野 恒夫

住所 : 金沢市西念4丁目23番5号

電話 : 076-264-9917(道路管理第一課直通)

FAX : 076-233-9632

位置図



昨年度の訓練状況



除雪車の牽引による大型車移動



自動車連盟(JAF)石川支社による
車両移動のデモンストレーション



車両移動装置を用いての
職員による放置車両移動